

平成 22 年 5 月 28 日

新型インフルエンザ（A/H1N1）対策総括会議の論点（案）

総論

【論点（案）】

1. 対策の効果の限界と実行可能性を考慮し、感染力、致死率・入院率、病原性等を指標として複数の対策の選択肢を予め用意し、状況に応じて的確に判断し、どの対策を講じるのかを柔軟に決定するシステムとすべきではないか。
2. 迅速かつ的確に状況を分析、判断し、決断していく必要があることから、政府内における意思決定プロセスと社会的責任主体を明確化するとともに、現場の実情を的確に把握し、迅速かつ合理的な意思決定のできるシステムとすべきではないか。
また、意思決定に当たっては、パブリックコメントや公開の場での議論を通じ、広く国民や現場の医療関係者、専門家などの意見を聴きながら進めていくべきではないか。
3. 地方自治体も含め、関係者が多岐にわたることから、普段から関係者間で対処方針の検討や訓練を重ねるなどの準備を進めが必要ではないか。
4. 通常時からの情報収集・情報提供体制の構築と、国民とのリスクコミュニケーションが重要であり、このため、感染症対策に関わる危機管理を専門に担う組織や人員体制の大幅な強化が必要ではないか。

広報

【論点（案）】

A. 体制・制度の見直しや検討、事前準備を要する問題

1. 通常時から、外務省や在外公館などとも連携し、海外情報を含めた感染症の情報収集及び情報発信・公開能力を抜本的に高めることが必要であり、このため、国民への広報やリスクコミュニケーションを専門に取り扱う組織を設け、人員体制を充実すべきではないか。
2. 国及び地方自治体の担当者の間で早期にホットラインが確立できるよう、あらかじめ、発生時の対応や連絡窓口などを確認しておくべきではないか。
3. 地方自治体や医療現場などの最新の正しい情報を必要としている方々に、国の情報が迅速かつ直接に届くよう、インターネット技術の活用も含め、情報提供のあり方について検討すべきではないか。
また、外国人や障害者、高齢者などの「情報弱者」に配慮した情報提供の方法について、地方自治体とも連携しながら検討すべきではないか。
4. 感染症に関する個人情報の発信のあり方については、感染症法との関係も含め、今後、マスコミ関係者なども交えて具体的に検討する必要があるのではないか。

B. 運用上の課題

1. パンデミック時に、分かっている情報を国民に対して公開するとともに、専任のスクープスパーソンを設けることにより、複数の情報が流れないように広報の一元化を図るべきではないか。
2. 情報発信に当たっては、「正確」な情報を、「一元的に」、きめ細かく頻繁に、具体的に発信するように工夫すべきではないか。その際、一般国民や企業、事業主の方が求める素朴な質問についても把握し、Q & Aなどを作成・発信していくべきではないか。
3. 施策の内容の伝達や決定に当たっては、その背景や根拠などを開示して、分かりやすく伝えるべきではないか。また、通知や事務連絡については、できるだけ簡潔・明瞭にし、ポイント紙や関連のQ & Aなどを作成するようにすべきではないか。
4. 流行が沈静化している時期にこそ、新型インフルエンザの危険性の周知・広報に力を入れて取り組むべきではないか。

水際対策

【論点（案）】

A. 体制・制度の見直しや検討、事前準備を要する問題

1. 政府は、ウイルスの病原性や国内外での発生状況、諸外国における水際対策の情報等を明らかにしつつ、専門家の意見を基に機動的に水際対策の縮小などの見直しが可能となる基準を策定すべきではないか。
2. 厚生労働省及び国立感染症研究所は、早期の水際対応実施や縮小の判断が可能となるよう、海外における感染症発生動向の早期探知や発生国における感染状況等の情報収集・分析が可能となるような仕組みを構築すべきではないか。
3. 入出国者の健康監視については、効果的・効率的に実施できるよう、病原性や感染力に応じてその範囲を決定する仕組みが必要ではないか。その際、検疫の効果や保健所の対応能力等を考慮し、必要な者に対象を限定することが必要ではないか。
4. 疫学情報が不確定なパンデミック初期においては、最悪のシナリオを想定せざるを得ないことを国民に理解してもらう必要があるのではないか。
5. 水際対策の効果については、検疫により感染拡大時期を遅らせる意義はあるとする意見はあるが、その有効性を証明する科学的根拠は明らかでないので、更に知見を収集する必要がある。また、専門家などからの意見収集の機会を設けるべきではないか。

B. 運用上の課題

1. 検疫所は、平時より、訓練等を通じて、広く地方自治体との密な連携体制を構築する必要があるのではないか。
2. 検疫所への応援者については、発生後の国内体制整備に影響が出ないよう、また業務対応の効率性から一定期間の従事が可能な自衛隊等からの派遣について検討する必要があるのではないか。また、応援予定者に対しては、検疫に関する研修を実施するとともに、現場での意思統一の方法をあらかじめ検討しておく必要があるのではないか。

公衆衛生対策（学校等の臨時休業等）

【論点（案）】

A. 体制・制度の見直しや検討、事前準備を要する問題

1. 学校等の臨時休業の効果については、初期の大坂、神戸での広範囲にわたる学校の臨時休業の効果はあったと考えられるが、今後さらに、休業中の行動も含めた学校閉鎖の実態を把握し、情報を公開しながら意見を収集し、学校等の臨時休業の効果やそのあり方を検討すべきではないか。
2. 学校等の臨時休業には社会的・経済的影响が伴うため、学校等の臨時休業に伴うコストや社会的、経済的影响を勘案し、学校等の臨時休業の要否や運用方法を検討することとすべきではないか。
3. 病原性に応じた学校等の休業要請等について、国が一律に定めるべきという意見と、全国一律に発生するわけではないため、各自治体が一定の趣旨に基づいて、範囲や期間を適切に決めていく必要があるという意見もあり、今後も更なる検討が必要である。

B. 運用上の課題

1. 学校等の臨時休業の運用方法については、近接市町村と連携した休業要請の実施と、理解を得るために広報が必要である。
2. 休業中の学校等の利用者が、学校の休業の意味や、休業中の行動について理解しなければ、休業の効果がなくなることから、こうしたことについて、一層の周知が必要ではないか。
また、発病者の自宅待機期間などについて、臨床情報も踏まえながら、国が一定の基準を示すべきではないか。

サーベイランス

【論点（案）】

A. 体制・制度の見直しや検討、事前準備を要する問題

1. 今回新たに導入した入院、重症及び死者サーベイランス並びにクラスターサーベイランスの重要性について、地方自治体や医療機関に周知を図り、平時から運用するとともに、その一元化を検討し、国立感染症研究所、保健所、地方衛生研究所も含めたサーベイランス体制を強化すべきではないか。
また、サーベイランス結果の情報開示のあり方について、検討すべきではないか。
2. 都道府県が、平常時から P C R 検査体制を整備するように支援すべきではないか。
3. 都道府県や医療機関等に混乱を来たさず、有効かつ継続的なサーベイランスを行えるよう、病原性の強さにも注視しながら、サーベイランス方法を迅速かつ適切に切り替えできるよう検討すべきではないか。

B. 運用上の課題

1. 症例定義については、地方衛生研究所や保健所の処理能力も勘案しつつ、真の新型インフルエンザ患者を見逃さない一方で、新型インフルエンザの患者ではない者を可能な限り検査対象から除くことができるよう、サーベイランスを適切に実施できるように設定すべきではないか。